

平成 30 年和泉市教育委員会第 3 回定例会

日 時 平成 30 年 3 月 1 日(木) 午後 3 時 00 分から
場 所 和泉市役所 3 号館 3 階 市議会委員会室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	槇野 勝美
委員	松尾 孝人
委員	藤原 安次
委員	藤原 真佐子

事務局

参与	森吉 豊
教育次長兼学校教育部長 (学校教育部)	並木 敏昭
教育指導監	上野 泰久
理事兼教育総務室長兼学校施設担当課長	北野 泰史
指導室長兼人権教育担当課長	森脇 隆行
教育総務室総務企画担当課長	東 直樹
指導室指導担当課長	上田 茂幸
指導室教職員担当課長	鈴木 俊孝
教育センター所長	杉前 洋
指導室人権教育担当参事	阪下 誠
教育総務室学校施設担当総括主幹	有住 守
教育総務室総務企画担当総括主幹	山本 暢子
教育総務室総務企画担当主幹	岩井 靖久
(こども部)	
こども部長	逢野 映子
こども未来室長	山本 幸永
こども未来室保育幼稚園担当課長	山下 和彦
こども未来室指導担当主幹	東野 光代
(生涯学習部)	
生涯学習部長	中田 康夫
生涯学習部次長	
文化財振興・久保惣記念美術館担当	乾 哲也
読書振興・青少年センター担当	堀内 真弓
生涯学習・スポーツ振興担当	土本 英也

読書振興課長	中野 雅代
久保惣記念美術館館長代理	北野 直美
久保惣記念美術館参事	橋詰 文之
生涯学習課長	西角 雅士
スポーツ振興課長	中塚 康仁
文化財振興課長補佐	森下 徹
生涯学習課長補佐兼生涯学習係長	橋本 吉人
スポーツ振興課長補佐	藤木 守

1. 開 会

2. 会議録署名委員の指名について

3. 審議事項

- 議案第 6 号 平成 30 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について
補正予算について
 案件 1 学校施設整備に関する補正予算
 案件 2 ふるさと元気寄附金における美術品等取得基金積立指定
 寄附金

議案第 7 号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 8 号 和泉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 9 号 和泉市立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 10 号 和泉市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 11 号 和泉市立運動施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 12 号 和泉市温水プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 13 号 和泉市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

議案第 14 号 和泉市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第 15 号 和泉市文化財保護委員の委嘱について

議案第 16 号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員人事について
(非公開)

4. 報告事項

- (1) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則の一部改正について
- (2) 登録有形文化財 和泉市久保惣記念美術館茶室 保存活用計画(案)の策定について(別冊)
- (3) 平成 30 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書(平成 29 年度事業分)について
(別冊)
- (4) 和泉市教育振興基本計画(平成 30 年度行動計画編)について(別冊)

5. その他の報告事項

6. 閉 会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、平成 30 年和泉市教育委員会第 3 回定例会を開会させていただきます。 まず、前回の第 2 回定例会の会議録ですが、事前に配布し、ご確認いただいておりますが、ご異議はございませんか。 （異議なし） ご異議がないようですので、前回の第 2 回定例会の会議録について承認することに致します。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名でございますが、本間職務代理者と藤原安次委員にお願い致しますので、よろしくお願いします。 審議事項の前に、私から 1 点ご報告申し上げます。 本間職務代理者におかれましては、この度 2 月 20 日の和泉市議会におきまして再任の議決をいただきました。本間委員にはどうぞ引き続きよろしくお願いし、併せて皆様にご報告申し上げます。 それでは、審議事項に移らせて頂きます。本日の審議事項は、11 件となっております。 まず、議案第 6 号「平成 30 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について、補正予算について」、ですが 2 件の案件がありますので、それぞれ担当課から順に説明し、ご質問は全ての説明が終了した後にお願いします。では、議案第 6 号の説明を教育総務室と久保惣美術館よりお願いします。
北野理事	教育総務室の北野でございます。 平成 30 年度和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について、案件 1 学校施設整備に関する補正予算についてご説明申し上げます。資料 2 ページをお願いします。 今回の補正予算につきましては、平成 30 年度に計画しています学校トイレ等の改修工事について、平成 30 年度での国庫補助金の採択が不透明な中、平成 29 年度における前倒しでの補助金確保が可能となったため、平成 29 年度予算として計上するとともに、全額繰越明許費として対応することで財源を確保しつつ、事業を実施しようとするものです。 また、今回の追加の補助金を活用した場合には通常 75%の起債措置が 100%可能となり、一般財源負担が平準化され、当該起債に対して、特例的に交付税措置も見込まれるものです。 つきましては、資料に記載のとおり、国府小学校、南池田中学校のトイレ、北松尾小学校、光明台北小学校、和泉中学校、北池田中学校、信太中学校の体育館、伯太小学校、黒鳥小学校の消防設備の改修工事を行おうとするものです。 以上でございます。よろしくお願いします。
北野館長代理	久保惣記念美術館館長代理の北野でございます。

小川教育長	補正予算の案件 2 について、ご説明いたします。資料 3 ページをご覧ください。 補正額は、2,500 万円でございます。補正の理由は、美術品等取得基金積立指定寄附金として、当初予算にて 150 万円の歳入を計上しており、その寄附金が大幅に増加したため、これまでの実績等を勘案しながら 1,850 万円の追加補正予算を計上したところですが、その後生じました大口寄附等の受入れ等に伴い、追加補正を行うものです。 2,500 万円の補正額の内訳でございますが、個人 1 名より 600 万円、別の個人 1 名より 1,000 万円、その他 2 月・3 月分として 900 万円の寄附金見込みとし、合計 2,500 万円を計上しております。 補正の内容につきましては、歳入として「美術品等取得基金積立指定寄付金」に 2,500 万円を補正し、歳出として積立金に同額の 2,500 万円を補正するものです。 以上、簡単ではございますが、久保惣記念美術館関係の補正予算の説明を終わらせて頂きます。 以上でございます。
西角課長	ただいま議案第 6 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。議案第 6 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようですので、議案第 6 号は、原案どおり可決致します。 続きまして、議案第 7 号、「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を事務局（生涯学習課）から説明願います。 生涯学習課の西角でございます。 それでは、4 ページから 10 ページにございます議案第 7 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ご説明させていただきます。 7 ページから 8 ページの新旧対照表をご覧ください。 本件については、芦部留守家庭児童会他 5 つの留守家庭児童会のクラスの増設や定員変更を行うもので、芦部・池上・光明台南・いぶき野小学校および南松尾はつが野学園の 5 つの留守家庭児童会におきましては、平成 30 年度の入会児童数の増加に対応するため、4 月からそれぞれ 1 クラスずつ増設するもので、新旧対照表のとおりに変更となります。 また、光明台北小学校の留守家庭児童会につきましては、今年度末に 2 階建ての留守家庭児童会用仮設教室が完成し、現在学校の教室を借り運営している B と C クラスを新しく完成する教室へ 4 月から移動することに伴い、B クラスが定員変更を行う必要が生じたものでございます。 これらの留守家庭児童会の定員数は、9 ページにございます和泉市放課

小川教育長	後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項の規定に基づき定めるものでございます。 また、参考資料として、平成30年度の留守家庭児童会の申し込み状況を10ページに添付しております。 議案第7号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の説明は以上でございます。 ただいま、議案第7号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。議案第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようですので、議案第7号は、原案どおり可決致します。 続きまして、議案第8号、「和泉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」ですが、議案第8号から第13号までは、全て、公の施設の使用料見直しに係る条例の一部改正に伴う規則改正となりますので、共通する部分については生涯学習部長から一括して説明し、その後、担当課から個別に説明願います。ご質問は全ての説明が終了した後をお願いします。
中田部長	生涯学習部の中田です。議案第8号から第13号の条例施行規則の一部改正の共通する部分についてご説明申し上げます。144ページの参考資料をご覧ください。 まず、規則改正の趣旨ですが、平成29年和泉市議会第3回定例会にて可決された各施設の条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。 次に、公の施設の使用料見直しにかかる各施設の規則の改正内容でございますが、まず1.文書法規担当の総務管財室が例示した「モデル条例施行規則」を参考に、例えば「使用」を「利用」に、といった文言等の統一化を図っております。次に2.条例改正において条ずれがある場合は、規則中で引用しております条数等を改正しております。3.統一した規則改正内容といたしまして、下の表に示す通り、それぞれの規則に規定する①から⑩までの項目について、内容に記載の通り改正するもので、改正に該当する規則には丸印を付けております。 共通する部分の説明は以上となります。
小川教育長	それでは、議案第8号、「和泉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第9号「和泉市立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を続けて事務局（生涯学習課）から説明願います。

西角課長	生涯学習課の西角でございます。まず、議案第 8 号「和泉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則制定」における、統一的な改正以外の部分についてご説明申し上げます。11 ページから 34 ページでございます。34 ページの参考資料をご覧ください。 主な改正内容のうち、統一的な改正以外の部分といたしましては、⑥生涯学習サポート館の体育室の個人利用にかかります規定として、「第 5 条第 8 項」を追加しております。新旧対照表では 23 ページでございます。 次に、34 ページの参考資料、⑩附属設備の整理として、別表の和泉市生涯学習センター附属設備利用料金表と和泉市生涯学習サポート館附属設備利用料金表のうち、不用となった附属設備を削除しております。新旧対照表では 27 ページから 28 ページでございます。 議案第 8 号についての説明は以上でございます。 続きまして、議案第 9 号「和泉市立青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則制定」における、統一的な改正以外の部分について、ご説明申し上げます。 35 ページから 58 ページでございます。58 ページの参考資料をご覧ください。 主な改正内容のうち、統一的な改正以外の部分といたしましては、⑩入館者の遵守事項の規定として、「第 11 条」を追加しております。新旧対照表では 50 ページでございます。 次に、58 ページの参考資料、⑪補則として、「第 12 条」を追加しております。新旧対照表では 50 ページでございます。 議案第 9 号についての説明は以上でございます。
小川教育長	続きまして、議案第 10 号、「和泉市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 11 号「和泉市立運動施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第 12 号「和泉市温水プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を続けて事務局（スポーツ振興課）から説明願います。
中塚課長	スポーツ振興課長の中塚でございます。 議案第 10 号「和泉市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 11 号「和泉市立運動施設条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、議案第 12 号「和泉市温水プール条例施行規則の一部を改正する規則制定について」における、統一的な改正以外の部分についてご説明申し上げます。議案書 59 ページから 119 ページでございます。 まず議案第 10 号「体育館条例施行規則の一部改正」でございますが、83 ページの参考資料をご覧ください。 主な改正内容の中で、⑨のうち「新しい施設等の追加に伴う様式の変更」としまして、様式第 1 号及び第 2 号におきまして、本年 4 月に開設されます榎尾川公園テニスコートを追加しております。ページを戻っていただき

	まして、76 ページと 77 ページの新しい欄に記載の様式でございます。印刷が薄くなってしまい申し訳ございませんが、両ページとも、様式中ほどの総合スポーツセンターの欄の下、左側の欄に「榎尾川公園テニスコート」、右側の欄に「テニスコート A・B」と追加しております。 次に、議案第 11 号「運動施設条例施行規則の一部改正」でございますが、101 ページの参考資料をご覧ください。⑨のうち「新しい施設等の追加に伴う様式の変更」としまして、先程の議案第 10 号と同じく、様式第 1 号及び第 2 号におきまして、本年 4 月に開設されます榎尾川公園テニスコートを追加しております。なお、様式自体は先程の議案第 10 号 体育館条例施行規則の一部改正と同じく、76 ページと 77 ページのものを使う規定となっております。 次に、議案第 12 号 温水プール条例施行規則の一部改正でございますが、119 ページの参考資料をご覧ください。これにつきましては、統一的な改正以外のものは特にございません。以上でございます。
小川教育長	続きまして、議案第 13 号、「和泉市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、事務局（読書振興課）から説明願います。
中野課長	読書振興課長の中野です。議案第 13 号和泉市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定における、統一的な改正以外の部分についてご説明申し上げます。120 ページから 142 ページでございます。 まず、143 ページの参考資料をご覧ください。主な改正内容のうち、統一的な改正以外の部分といたしましては、⑦条例改正時に規則から条例に移行した条文の削除として、「第 18 条」を削除しております。新旧対照表では 132 ページでございます。 次に、143 ページの参考資料、⑪図書館システム更新に伴う様式の変更として、様式第 2 号から様式第 5 号を変更しております。新旧対照表では 137 ページから 140 ページでございます。以上でございます。
小川教育長	ただいま、議案第 8 号から第 13 号の説明が全て終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。議案第 8 号から第 13 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 （異議なし） ご異議がないようですので、議案第 8 号から第 13 号は、原案どおり可決致します。 続きまして、議案第 14 号、「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局（スポーツ振興課）から説明願います。
中塚課長	スポーツ振興課長の中塚です。 議案第 14 号「和泉市スポーツ推進委員の委嘱について」 ご説明いたし

	ます。議案書 145 ページから 149 ページをお願いいたします。 本件につきましては、和泉市スポーツ推進委員の任期が、平成 30 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となりますことから、委嘱を行うものです。 スポーツ推進委員の設置につきましては、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定を受けまして、和泉市スポーツ推進委員規則を定めているところであります。 スポーツ推進委員には、本市のスポーツやレクリエーション活動における実技指導や助言を行っていただくとともに、スポーツ推進のコーディネーターとしての役割も大いに期待されているところであります。 委嘱しようとするスポーツ推進委員は 42 名で、いずれもスポーツ活動に熱意をもって取り組んでいただける方であり、すべて再任となっております。任期は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとなっております。146 ページに委員名簿、147 ページにはスポーツ推進委員の主な事業並びに 148 ページにはスポーツ推進委員規則を添付してございますのでご参照願います。 また、これまで 44 名であったところ 2 名が辞退され、42 名となりますので、定員の充足に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えています。 以上、ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。
小川教育長	ただいま、議案第 14 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。
藤原真佐子委員	推進委員さんの定員が 51 名で、再任される方以外はいらっしゃらないようですが、広げるような活動はどのようにされているのでしょうか。
中塚課長	スポーツ推進委員の人材確保につきましては、これまでは体育協会や既にスポーツ推進委員をされている方からのご推薦等に基づき委嘱させていただいてきたところですが、従来から定員を満たしていない状況が続いていますので、今後は、公募等今まで行っていなかった方法の導入も検討し、定員の充足に努めてまいりたいと考えております。以上です。
藤原真佐子委員	事業内容がたくさんあり、この人数で、偏った方が担当されていると聞いているので、ぜひいろんな方法で定員を確保していただけたらと思います。
中塚課長	現在は、選考の基準等をはっきりと明文化したものがございませんので、今後はそのあたりの基準につきましても策定していくことを検討して参りたいと考えております。
小川教育長	他にご質問等ございませんか。

乾課長	ないようでしたら、お諮りいたします。議案第 14 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようですので、議案第 14 号は、原案どおり可決致します。続きまして、議案第 15 号、「和泉市文化財保護委員の委嘱について」、事務局（文化財振興課）から説明願います。 文化財振興課長乾です。 議案第 15 号 和泉市文化財保護委員の委嘱についてご説明申し上げます。資料は 150 ページから 153 ページでございます。 150 ページをご覧ください。本議案は、現保護委員の任期満了にともない、和泉市専門委員設置規則第 1 条および第 2 条の規定に基づき、和泉市の歴史・文化財に造詣の深い有識者 5 名に、文化財保護委員を委嘱するものでございます。 委員候補者につきましては、資料 151 ページに名簿を掲げてございます。5 名の委員候補者全員が継続でございます。委嘱期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間でございます。 なお、各委員候補者の専門分野・経歴等及び再任理由につきましては、名簿に記載してございます。また、各委員候補者からは内諾をいただいていることを申し添えます。 和泉市専門委員設置規則及び地方自治法の抜粋、和泉市文化財保護委員要綱を 152、153 ページに掲載してございますので、ご参照ください。 以上、はなはだ簡単ではございますが、議案第 15 号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。
小川教育長	ただいま、議案第 15 号の説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りいたします。議案第 15 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようですので、議案第 15 号は、原案どおり可決致します。 続きまして、議案第 16 号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員人事について」、ですが、こちらは人事に関わる案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きに基づき、非公開とさせていただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議がないようですので、議案第 16 号は、非公開といたしますので、先に、報告事項を取り扱うことと致します。

4. 報告事項

- (1) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則の一部改正について
- (2) 登録有形文化財 和泉市久保惣記念美術館茶室 保存活用計画(案)の策定について(別冊)
- (3) 平成 30 年度和泉市教育委員会の点検・評価報告書(平成 29 年度事業分)について
(別冊)
- (4) 和泉市教育振興基本計画(平成 30 年度行動計画編)について(別冊)

5. その他の報告事項

- ・臨時会、総合教育会議の開催について

平成 30 年和泉市教育委員会第 3 回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。